

大津市生涯学習推進計画及び大津市子ども読書活動推進計画（第五次） 策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

大津市生涯学習推進計画及び大津市子ども読書活動推進計画(第五次)策定支援業務(以下「本業務」という。)

2. 業務目的

本業務は、国・県等の動向や、市の関連計画との整合を図るとともに、現計画の評価結果やアンケート調査結果から明らかとなった課題等を反映した「大津市生涯学習推進計画」及び「大津市子ども読書活動推進計画(第五次)」(以下、「新計画」)の策定を支援することを目的とする。

なお、新計画の計画期間はそれぞれ5年とする。

3. 契約期間

契約締結の日から令和9年(2027年)3月31日まで

4. 業務内容

(1)基礎データの整理

以下に関して、新計画策定に反映及び検討すべき事項の整理を行う

- ・人口動態、本市教育行政の基礎データ等
- ・国や県の動向及び、法令の改正等、新たな法整備等
- ・本市上位計画との整合
- ・本市の生涯学習及び読書等に関する現状及び現計画の進捗状況
- ・現計画の評価結果やアンケート調査結果、計画骨子の確認

(2)「大津市生涯学習推進計画」及び「大津市子ども読書活動推進計画(第五次)」の策定

大津市生涯学習推進計画、大津市子ども読書活動推進計画(第五次)を、それぞれの計画骨子に基づき、個別に策定すること。

① 現状把握

国や県、本市上位計画、アンケート調査結果、現計画の評価結果等を把握する。

※市民アンケート調査結果と現計画の評価結果は、甲から提供をする。

② 計画原案の作成

(2)①現状把握等を踏まえ、甲から提供する計画骨子に基づき、新計画の計画原案を委託者と協議の上、作成する。

③ 計画書及び概要版等の作成

各種会議やパブリックコメント等で得られた意見を反映した計画書を、委託者と協議の上、作成すること。

計画ごとに、本編及び概要版を作成すること。

計画書等の作成にあたっては、レイアウト、配色、イラスト・図表、アイコン等を用いながら、分かりやすく、読みやすい構成・内容とすること。また、多様な対象者に配慮したインクルーシブデザインの視点も取り入れること。

(3)パブリックコメントの実施支援

パブリックコメント(市民からの意見聴取等)の実施にかかる資料等の準備、聴取した意見の整理、回答案の作成支援、結果の取りまとめ及び計画への反映等を行う。

(4)計画策定に係る打合せ(協議・調整)

本業務実施に際し、委託者と受託者との打合せ(協議・調整)を行う。

打合せは、概ね1ヶ月に1回以上とし、原則対面での実施とする。なお、委託者と協議のうえ、WEB 会議の対応も可とする。

本業務の主担当者が1名以上、必ず出席すること。

(5)受託体制

ア 受託者は、業務の詳細について、委託者と連絡・調整を十分に行い、業務の目的を達成しなければならない。

イ 受託者は、契約締結後20日以内に、主たる担当者及び責任者の連絡先等を明記した業務実施体制及び実施計画(工程や期間)を委託者に提出し、承認を受けるものとする。

ウ 本業務の主たる担当者及び責任者を定め、本業務終了まで責任をもって指示・管理等の対応を行うこと。

また、業務の遂行にあたり、受託者は委託者と十分に協議を重ねながら業務を実施すること。

(6)主なスケジュール

・計画原案の作成	令和8年10月中旬
・パブリックコメントの実施	令和8年12月下旬
・計画最終案の作成	令和9年 1月下旬
・計画書完成	令和9年 3月下旬

5. 成果物

(1)生涯学習推進計画及び子ども読書活動推進計画

紙媒体各種1部、電子データ式(ワードやパワーポイント等)

各計画において、本文フォントサイズは12ポイント程度を基本とし、A4・50ページ程度、カラー刷りを作成して、納品する。

(2)生涯学習推進計画及び子ども読書活動推進計画の概要版

紙媒体各種1部、電子データ式(ワードやパワーポイント等)

カラー刷り、A4版4ページ

※委託者は、成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は本業務の成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

※業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を講じるものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

※成果品の著作権については、委託者に帰属するものとする。

6. 納入場所

成果品納入場所は、大津市教育委員会生涯学習課とする。

所在地:〒520-8575 大津市陵町3-1

7. 検査及び支払い

(1)受託者は、業務が完了した時、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、委託者の検査を受けるものとする。

(2)受託者は、業務完了期限前であっても、委託者があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、検査を受けるものとする。

(3)支払いは、業務完了検査後に行う。

8. 留意事項

(1)守秘義務

受託者は、本契約履行上知り得たいかなる事項も他に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

また、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために、必要な措置を講ずること。

本業務のデータ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けたときは、速やかに本業務のデータ等の内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告し、了承を得ること。

(2)個人情報の取り扱い

受託者は本事業の履行にあたっては、別紙「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(3)身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。

また、本市施設内においては、委託者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

(4)成果物に係る留意事項

専門的又は特殊な法律・技術用語については、用語解説又は注釈を付記すること。

また、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部又は全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

(5)著作権等

本事業の成果物及び各業務実施において作成した資料等の所有権、著作権、利用権は、全て本市に帰属するものとする。

また、受託者は、本業務の履行に当たり、第三者の知的財産権(著作権、意匠権、商標権等)、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。第三者の知的財産を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

(6)損害賠償責任

受託者は、本業務実施中に生じた受託者の責めに帰すべき諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、受託者が一切を処理するものとする。

(7)災害等、緊急事態が発生した場合は、速やかに委託者に連絡し、本業務への影響可否や程度を報告すること。

(8)その他

本仕様書に定めのない事項、又は本支援業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、誠意を持ってその解決を図るものとする。